

証券コード 2204
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**

代表取締役社長 鈴木 達也

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法に関するご案内」をご参照のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階コスモスホール
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第100期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、ご出席を見合すことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。また、ご出席の際はマスクの着用等、予防対策を取っていただきご来場くださいますようお願いいたします。
- ◎お土産、お茶菓子のご用意を中止させていただきます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakamuraya.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法に関するご案内



■ 株主総会にご出席される場合

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。



■ 書面による議決権行使

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分送信分まで

議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、
画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

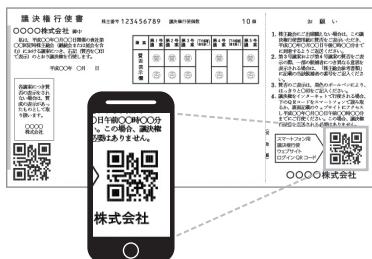
- (1) 行使期限は2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

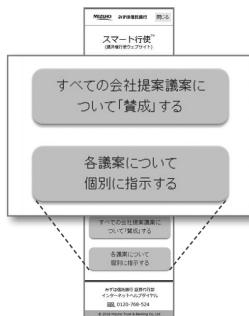
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

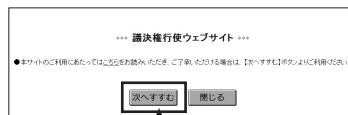
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

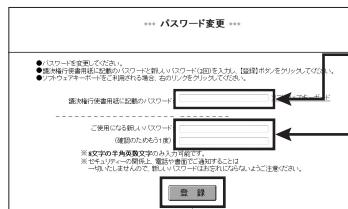
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮の上、業績に応じた適宜配分を検討させていただくことを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の業績及び厳しい経営環境等総合的に勘案し、誠に遺憾ではございますが、普通配当として1株につき50円（前期に比べ35円減配）とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額298,041,550円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>鈴木達也 (1954年6月7日生)</p>	<p>1978年4月 当社入社 2005年3月 当社菓子事業マーケティング部長 2009年4月 当社執行役員経営企画部門統括部長 2011年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部門統括部長 2015年6月 当社代表取締役社長 経営企画部門担当 2018年4月 当社代表取締役社長 経営企画担当 2019年4月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>	7,400株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>鈴木達也氏は、当社の菓子事業部および経営企画部門における豊富な経験と実績を有しており、取締役兼執行役員経営企画部門統括部長を経て、2015年6月より当社代表取締役社長を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、新たな理念体系の構築とともに事業モデルの変革を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>再任</p> <p>佐良土理文 (1953年4月6日生)</p>	<p>1978年4月 当社入社 2005年3月 当社FF・菓子営業部長 2007年3月 当社生産管理・技術部長 2012年4月 当社菓子事業マーケティング部長 2012年6月 当社執行役員菓子事業部統括部長 2015年6月 当社取締役兼執行役員生産部門統括部長 2017年6月 当社取締役兼専務執行役員生産部門担当 2019年6月 当社取締役兼専務執行役員生産部門担当 2020年4月 当社取締役兼専務執行役員生産部門担当兼GMA業務担当 2021年4月 当社取締役兼専務執行役員事業統括（生産・営業・SCM）兼GMA業務担当 現在に至る</p>	3,030株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>佐良土理文氏は、当社の菓子事業部および生産部門における豊富な経験と実績を有しており、取締役兼専務執行役員生産部門統括部長を経て、2021年4月より取締役兼専務執行役員事業統括（生産・営業・SCM）兼GMA（ゼネラルマーケティングアドバイザー）業務担当を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、事業統括として全社事業を統括し収益回復を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>再任</p> <p>伊賀義晃 (1960年11月11日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社FF事業マーケティング部長</p> <p>2009年4月 当社FF開発部長</p> <p>2013年6月 当社執行役員FF事業部統括部長</p> <p>2017年6月 当社取締役兼執行役員FF事業部統括部長</p> <p>2019年4月 当社取締役兼執行役員FF事業部門統括部長兼研究開発室統括室長</p> <p>2019年6月 当社取締役兼執行役員FF事業部統括部長兼研究開発室統括室長</p> <p>2020年12月 当社取締役兼執行役員FF事業部統括部長兼食品技術開発室統括室長</p> <p>2021年4月 当社取締役兼執行役員FF・菓子・中華まん開発部門統括部長兼FF営業部門統括部長</p> <p>現在に至る</p>	2,900株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>伊賀義晃氏は、当社の生産部門およびFF事業部における豊富な経験と実績を有しており、執行役員FF事業部統括部長を経て、2021年4月より取締役兼執行役員FF・菓子・中華まん開発部門統括部長兼FF営業部門統括部長を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、商品企画力、技術開発力の強化による収益回復を推進するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>再任</p> <p>鈴木克司 (1963年10月12日生)</p>	<p>1988年4月 当社入社</p> <p>2012年4月 当社購買部長</p> <p>2015年6月 当社執行役員食品事業部統括部長</p> <p>2017年6月 当社執行役員経理・情報部門統括部長</p> <p>2019年4月 当社執行役員経理・情報部門統括部長兼経営企画室統括室長</p> <p>2019年6月 当社取締役兼執行役員経理・情報部門統括部長兼経営企画室統括室長</p> <p>2020年4月 当社取締役兼執行役員経理・情報部門統括部長兼経営企画室・RD企画室統括室長</p> <p>現在に至る</p>	2,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>鈴木克司氏は、当社の営業部門および購買部における豊富な経験と実績を有しており、執行役員経理・情報部門統括部長を経て、2020年4月より取締役兼執行役員経理・情報部門統括部長兼経営企画室・RD企画室統括室長を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、財務戦略、情報戦略および経営戦略を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>再任</p> <p>いま 井 浩 (1957年4月21日生)</p>	<p>1981年4月 安田信託銀行入行</p> <p>2007年2月 みずほ信託銀行年金ネット営業部長</p> <p>2011年1月 当社入社・当社福祉会常任理事</p> <p>2015年4月 当社人事部長</p> <p>2018年4月 当社執行役員人事部門統括部長</p> <p>2019年6月 当社取締役兼執行役員人事部門統括部長</p> <p>2020年4月 当社取締役兼執行役員総務・人事部門統括部長</p> <p>現在に至る</p>	1,100株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>今井 浩氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しており、執行役員人事部門統括部長を経て、2020年4月より取締役兼執行役員総務・人事部門統括部長を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、人事戦略、総務戦略を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>再任 社外 独立役員</p> <p>なか やま ひろ 子 (1945年2月6日生)</p>	<p>1967年4月 東京都入都</p> <p>1999年6月 同人事委員会事務局長</p> <p>2001年7月 同監査事務局長</p> <p>2002年11月 新宿区長</p> <p>2007年6月 東京エコサービス株式会社取締役社長（代表取締役）</p> <p>2015年6月 小田急電鉄株式会社取締役（非常勤）</p> <p>現在に至る</p> <p>2016年4月 特別区人事委員会委員長</p> <p>現在に至る</p> <p>2016年6月 当社取締役（非常勤）</p> <p>現在に至る</p> <p>2019年3月 株式会社東急レクリエーション取締役（非常勤）</p> <p>現在に至る</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有しております。2016年6月より当社の社外取締役を務めており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	<p>新任 社外 独立役員</p> <p>植野誠之 (1953年2月19日生)</p>	<p>1975年4月 サントリー株式会社入社</p> <p>1997年4月 サントリーインターナショナル株式会社(米国) 副社長</p> <p>2002年4月 サントリー株式会社食品事業部部長</p> <p>2007年4月 サントリーインターナショナル株式会社(米国) 社長兼会長</p> <p>2010年4月 サントリー株式会社国際戦略部部長</p> <p>2011年4月 カルビー株式会社執行役員海外第二事業本部本部長</p> <p>2013年7月 ティアコフードアンドビバレッジ株式会社(タイ) 最高執行責任者</p> <p>2017年5月 当社顧問(非常勤) 現在に至る</p> <p>2019年4月 実践女子大学特任教授</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>植野誠之氏は、長年に亘る国内および海外の食品・飲料企業での経験と食品ビジネスにおける幅広い知見を有しており、当社の業務執行を監査するのに適切な人材と判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中山弘子、植野誠之の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社の社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)
- 中山弘子氏 5年
4. 中山弘子氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、植野誠之氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 中山弘子氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届けております。また、植野誠之氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
6. 中山弘子、植野誠之の両氏に期待する役割は、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくこととなります。
7. 植野誠之氏は、当社の顧問に就任しておりますが、2021年6月28日付で当社顧問を退任する予定であります。当社の社外役員の独立性基準を満たしており、独立性に影響を与える恐れはありません。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険の契約期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

現任の監査役のうち藤本 聡氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 社外 独立役員 ふじもと さとし 藤 本 聡 (1957年7月28日生)	1980年4月 株式会社富士銀行入行	500株
	2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業第七部次長	
	2004年5月 同行企業第一部長兼企業第三部長	
	2008年4月 同行執行役員営業第二部長	
	2010年4月 同行常務執行役員営業担当役員	
	2012年3月 東京建物株式会社常務取締役	
	2013年6月 シャープ株式会社取締役常務執行役員	
	2015年6月 芙蓉オートリース株式会社監査役(非常勤) 現在に至る	
2015年8月 ファーストコーポレーション株式会社取締役(非常勤) 現在に至る		
2017年6月 安田倉庫株式会社監査役(非常勤) 現在に至る		
2017年6月 当社監査役(非常勤) 現在に至る		
(社外監査役候補者とした理由) 藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から財務、会計および経営に関する相当の見識を有しており、2017年6月より当社の社外監査役を務めております。当社の業務に対し幅広く客観的・中立的な見地から適切な監査を行っていただき、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 藤本 聡氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 藤本 聡氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社の社外監査役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)
 藤本 聡氏 4年
 4. 藤本 聡氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 5. 藤本 聡氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。藤本 聡氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険の契約期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことに備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
橋本克紀 (1967年9月25日生)	1990年8月 当社入社 2019年4月 当社経営企画室長 2021年4月 当社経理部担当部長 現在に至る	400株
(補欠監査役候補者とした理由) 橋本克紀氏は、長年に亘り、経理業務に携わっており、財務および会計に関して相当の経験と見識を有しており、今回、補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 橋本克紀氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橋本克紀氏は、補欠の社内監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。橋本克紀氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険の契約期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

以上

添付書類

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により極めて深刻な影響を受けました。緊急事態宣言の発出や外出自粛要請により社会経済活動は制限され、従来の生活様式や価値観は大きく変化しました。

菓子・食品業界におきましては、内食へのシフトやデリバリー、テイクアウトなどの巣ごもり消費に関連する需要は高まりましたが、小売業や飲食業への休業・営業時間短縮要請、不要不急の外出の自粛、3密回避による各種イベントの中止、インバウンド需要の消失などにより消費行動は抑制され、多くの企業にとって大変厳しい状況となりました。

当社におきましても、主要販路であるコンビニエンスストア、百貨店、駅ビル、駅や空港など交通拠点の客数の減少は「中期経営計画2021」で掲げた戦略遂行に直接的な影響を及ぼし、修正を余儀なくされましたが、従業員の感染防止対策の徹底を図りながら、お客様に安全・安心な商品を継続して供給することを第一に様々な対策に取り組みました。

具体的には、外出自粛という新たな生活様式の中で好調に推移した市販レトルト商品の計画的な生産による稼働率の向上に取り組み、併せて、品揃えの拡充や販促強化、販路拡大に努めました。駅・空港などの売上減少に対しては、土産販路向け商品のネット通販での取り扱いを開始するなどの施策を講じました。また、コロナ禍においても好調を維持する無店舗販売や量販店業態への対応を重点的に進めるとともに、中華まん類の新規販路獲得などにより売上の拡大に努めました。同時に、生産ラインの再編や地方営業所の機能集約など、組織・体制の見直しによる収益体質の強化や主要工場におけるFSSC22000（国際的な食品安全管理に関するマネジメント規格）の更新取得による品質保証体制の整備を進めました。そのほか、新型コロナウイルスに対応する医療従事者へ菓子の寄付を行うなど社会貢献活動にも取り組みました。

以上のような取組みにより売上の回復を図りましたが、新型コロナウイルス感染拡大による既存事業への影響が大きく、当事業年度における売上高は、31,950百万円 前年同期に対し4,171百万円、11.5%の減収となりました。

利益面につきましては、売上高の減収とそれに伴う生産ラインの稼働率低下から売上総利益が大きく減益となり、人件費・経費のコスト削減はあったものの、営業損失は1,612百万円（前年同期は営業損失1,393百万円）、経常損失は1,378百万円（前年同期は経常損失1,226百万円）、当期純損失は273百万円（前年同期は当期純利益204百万円）となりました。

売上高	31,950百万円	(前期比	4,171百万円減	11.5%減)
営業損失(△)	△1,612百万円	(前期比	219百万円減	-%)
経常損失(△)	△1,378百万円	(前期比	152百万円減	-%)
当期純損失(△)	△273百万円	(前期比	478百万円減	-%)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

(菓子事業)

菓子事業におきましては、新・改良商品の発売と併せて不採算商品の絞込みを実施し、収益の改善を進めました。

贈答菓子類では、「月の菓」の販路拡大や新商品「しとれあ」の発売により、商品力の強化に取り組みました。また、袋菓子類「よりどり銘菓」を発売し、カジュアルギフト・自家需要への対応を図りました。夏のデザート類では、新商品「フルーツコレクション」を発売しました。そのほか、新ブランド「バイクドショコラトリー」を量販店で発売し、カジュアルギフトへの取組みを強化しました。

自家用菓子類では、量販店販路の拡販に向けて「みるくまん」シリーズ商品やふんわりもちもち食感のたまご風味の生地でこし餡とカスタードクリームを包んだ「ふわっともちっとたまごまん」を新発売するほか、お手ごろ感のある和菓子の詰合せを発売しました。

中華まん類では、量販店販路において、定番商品「肉まん」「あんまん」を改良するほか、個包装の中華まんのテスト販売や冷凍中華まんの開発など、販路拡大に向けた取組みを進めました。コンビニエンスストア販路では、基幹商品である「肉まん」「あんまん」「ピザまん」「豚まん」の改良を行うとともに、ここ数年人気の食材であるチーズを使った「スモーク薫る！チーズ肉まん」や「5種のチーズ肉まん」「明太クリームチーズまん」を新発売しました。

新宿中村屋ビル地下1階「スイーツ&デリカBon^ボnn^ンa」では、巣ごもり消費に対応するため、店内調理の惣菜商品の充実を図りました。

店舗展開では、キャラメルスイーツ専門店「C^{キャ}RAMELMON^{メル}DAY」をニューマン新宿に新規出店したほか、主要ターミナルおよび商業施設への催事出店を継続的に取り組みました。

以上のような営業施策を展開しましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、消費行動が制限された影響は大きく、菓子事業全体の売上高は大幅な減収となりました。

(食品事業)

食品事業におきましては、次の通り事業拡大に向けた活動を展開しました。

市販食品事業では、レトルトカレー「欧風ビーフカレー」や電子レンジ調理が可能な東京洋食シリーズ「濃厚デミビーフハヤシ」「濃厚チーズクリームシチュー」のほか、新たにパスタソースやカリエールウを発売し、販路拡大に努めました。巣ごもり消費が増加するなか、計画的な増産に取り組んだ結果、「インドカレー」をはじめとするレトルトカレー類、調理用ソース「本格四川麻婆豆腐」や大手コンビニエンスチェーン向けのPB商品が好調に推移しました。

業務用食品事業では、コロナ禍で苦戦する外食チェーン販路からニーズが高まった中食販路へ提案活動をシフトさせ、ファストフードチェーン向けに調理技術を活かした「ハンバーガーソース」を、大手コンビニエンスチェーンや会員制倉庫型小売チェーン向けに「カレー」の販促を強化するなど、変化に対応した取組みを推進しました。

直営レストラン「オリーブハウス」「洋食レストラン」新宿中村屋ビル8階「カジュアルダイニングG^グr^ラā^アnn^ンa」、地下2階「レストラン&カフェMa^マnn^ンa」では、お客様が安心してご来店いただける店舗を

目指し、衛生管理などの感染防止策の徹底に努めました。また、お客様の満足度向上と利用の機会創出に向けて、グランドメニューや季節のおすすめメニューの改訂を実施しました。さらに、新たな取組みとして、一部の店舗において外食の代替手段としてニーズが高まった宅配・テイクアウトビジネスにチャレンジしました。

以上のような営業活動を行い、新たな需要の開拓に努めましたが、食品事業全体の売上高は減収となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、商業ビル「新宿中村屋ビル」において、快適な商業空間を提供しました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大を受けて発出された緊急事態宣言が入居テナントに与えた影響は大きく、一部賃料の減額を実施したものの、1テナントが退去しました。

後継テナントは既に決定し、内装工事を経て2021年度に入居予定となっておりますが、今期の売上高は減収となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第 99 期 (2020年 3 月期)	第 100 期 (当期) (2021年 3 月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	26,695 ^{百万円}	23,047 ^{百万円}	△3,649 ^{百万円}	△13.7%
食 品 事 業	8,885	8,433	△452	△5.1
不 動 産 賃 貸 事 業	541	471	△70	△13.0
合 計	36,121	31,950	△4,171	△11.5

イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備
生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資はありません。
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

ウ. 資金調達の状況

当期の所要資金は、すべて自己資金によって充当し、外部からの資金調達は行っておりません。

エ. 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、国内経済にかつて経験したことのない大きなインパクトを与えました。感染対策を踏まえた新しい生活様式や経済活動は、新型コロナウイルスの感染収束後も普及・定着することが想定されており、企業活動はこれらの変化に柔軟に対応していくことが求められます。加えて、国内の少子高齢化や労働力人口の減少、原材料価格や人件費・物流コストの高騰、消費行動の多様化や複雑化、DX（デジタルトランスフォーメーション）によるビジネスモデル・組織変革など、経営課題は多岐にわたっており、これまでの価値観にとらわれず、将来を予見した的確な打ち手を選択することがますます重要になると認識しております。

このような環境において、当社では最終年度を迎える「中期経営計画2021」の一部見直しを図り、コロナ禍による消費構造・生活様式の変化への対応と商品企画力・技術開発力の強化に注力することで、収益回復を目指します。

具体的には、主力となる菓子類において、より身近な存在となるよう売り方の見直しに取り組みます。併せて、当社独自のコア技術を活かした差別的優位性のある中華まんとその派生商品や、より一層簡便性とおいしさを兼ね備えたレトルト商品を開発し、新市場開拓を確実に進めます。また、直営店などの実店舗からオンラインショップに至るまで、当社の有する様々な販路を連動させることで多様化するお客様ニーズに対応し、顧客満足度の向上に努めます。さらに、各事業における既存ビジネスの選択と集中を徹底的に行い、効率化を推進することで収益改善を図ります。同時に、激変する経営環境においても利益を確保できる強い収益体質を構築するため、生産機能や物流機能の再編・集約に重点的に取り組みます。また、「働き方改革」の実現に向けて、テレワークの定着を踏まえた勤務体制やフレキシブルな人員配置など人事諸制度の見直しを行うとともに、2021年の夏に予定している東京事業所（本社機能を有する）移転を機に、新たな仕組みの導入を進めていきます。

これらの取組みを通じ、早期の業績回復を実現するとともに、食を通じた価値の提供、そして持続可能な社会への貢献を果たすことで、経営理念である「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」ことを目指します。

株主の皆様におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 97 期 (2018年 3 月期)	第 98 期 (2019年 3 月期)	第99期 (2020年 3 月期)	第100期 (当期) (2021年 3 月期)
売 上 高	40,328 ^{百万円}	38,744	36,121	31,950
経常利益 (△損失)	901 ^{百万円}	264	△1,226	△1,378
当期純利益 (△損失)	682 ^{百万円}	769	204	△273
1株当たり当期純利益 (△損失)	114.68 ^円	128.96	34.27	△45.87
純 資 産 額	27,208 ^{百万円}	27,308	26,222	26,017
1株当たり純資産額	4,563.44 ^円	4,580.61	4,398.62	4,364.69
総 資 産 額	42,886 ^{百万円}	46,275	43,556	42,356

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第98期の期首から適用しており、第97期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

ア. 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

イ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

事業区分 (当期売上高構成比)	主要な商品・事業内容
菓子事業 (72.1%)	中華まん、和焼菓子、米菓、パックデザート（水ようかん、ゼリー等）、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食品事業 (26.4%)	市販食品（レトルトカレー、中華ソース等）、業務用食材（カレー、パスタソース等）、南欧風料理店、洋食店
不動産賃貸事業 (1.5%)	商業ビル賃貸

(5) 主要な営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都新宿区	中央営業所	東京都渋谷区
東京事業所	東京都渋谷区	北営業所	埼玉県北本市
神奈川工場	神奈川県海老名市	札幌営業所	北海道札幌市
食品工場	神奈川県海老名市	大阪営業所	兵庫県伊丹市
埼玉工場	埼玉県久喜市	福岡営業所	福岡県福岡市
つくば工場	茨城県牛久市		
武蔵工場	埼玉県入間市		

(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
菓子事業	482 ^名	△46 ^名
食品事業	128	17
不動産賃貸事業	2	-
全社共通	124	4
合計	736	△25

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均528名おります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,800 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	1,400
株式会社りそな銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	1,000
株式会社横浜銀行	500

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,904,400株
 (2) 発行済株式の総数 5,976,205株
 (3) 株 主 数 9,688名 (前期末比106名減少)
 (4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村屋取引先持株会	652 ^{千株}	10.9 [%]
株式会社みずほ銀行	291	4.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	281	4.7
三井不動産株式会社	180	3.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	145	2.4
株式会社ニッポン	130	2.2
日東富士製粉株式会社	124	2.1
株式会社三菱UFJ銀行	115	1.9
豊通食料株式会社	110	1.8
中村屋従業員持株会	95	1.6

(注) 持株比率は、自己株式 (15,374株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 達也	生産部門担当兼GMA業務担当 F F 事業部門統括部長兼食品技術開発室統括室長 経理・情報部門統括部長兼経営企画室・R D企画室統括室長 総務・人事部門統括部長
取締役兼専務執行役員	佐良土 理文	
取締役兼執行役員	伊賀 義晃	
取締役兼執行役員	鈴木 克司	
取締役兼執行役員	今井 浩	
取 締 役	中山 弘子	小田急電鉄株式会社取締役 (非常勤) 特別区人事委員会委員長 株式会社東急レクリエーション取締役 (非常勤)
取 締 役	山本 光介	弁護士 盟和産業株式会社取締役 (非常勤) 芙蓉オートリース株式会社監査役 (非常勤) ファーストコーポレーション株式会社取締役 (非常勤) 安田倉庫株式会社監査役 (非常勤)
常 勤 監 査 役	二本松 壽聡	
常 勤 監 査 役	小田川 聡	
監 査 役	原 秋彦	
監 査 役	藤本 聡	

- (注) 1. 取締役中山弘子、山本光介の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
 4. 取締役山本光介氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
 5. 監査役原 秋彦氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
 6. 監査役藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
 7. 当期中に新たに就任した監査役
 2020年6月26日付
 常 勤 監 査 役 小田川 聡
 8. 当期中に退任した監査役
 2020年6月26日付
 常 勤 監 査 役 本間 忠男
 9. 取締役中山弘子、山本光介の両氏および監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

< 参 考 > 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2021年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当 また は 主 な 職 業
執 行 役 員	大野 正美	内部監査室統括室長
執 行 役 員	鍵山 敏彦	総務・法務、広報・CSR業務担当
執 行 役 員	島田 裕之	菓子・食品営業部門統括部長
執 行 役 員	井上 祐一	生産部門統括部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下の通りになります。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、同業種他社等の報酬水準、従業員給与等とのバランスを勘案し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、適切な報酬水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、健全なインセンティブの一つとして機能することを目的に業績連動制度を採用し、役位に応じ、基本報酬（固定報酬、業績連動報酬）および業績連動型賞与により構成されております。社外取締役の報酬は、固定報酬と業績連動型賞与により構成されております。

(イ) 固定報酬

固定報酬は、役員報酬の基本方針に基づき策定した役員報酬規程により、役位に応じた基準に基づき、支給しております。

(ウ) 業績連動報酬・業績連動型賞与に係る指標

業績連動報酬に係る指標は、全社の営業利益および担当業務の業績であり、役員報酬規程に基づき、役位・業績に応じ、算定した報酬を支給しております。また、業績連動型賞与に係る指標は、当期純利益を指標として、役員報酬規程で定められた支給財源および達成度合による算定方法に基づき、各人別の支給額を決定しております。

(エ) 交付時期

基本報酬は、年額報酬を12等分して毎月支給しております。また、業績連動型賞与は、毎年7月に支給しております。

(オ) 報酬種類ごとの割合

基本報酬の支給割合の決定の方針は、固定報酬を約8割、業績連動報酬を約2割の比率としております。また、業績連動型賞与は、基本報酬と算定方法が異なることもあり、支給割合の方針には加えないこととしております。

(カ) 報酬の決定権者

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会決議により、代表取締役社長にその決定を一任しております。その権限の内容および裁量の範囲は、役員報酬規程で定められた算定方法に基づき、各人別の支給額を決定しております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長に一任という形は取っておりますが、前記のとおり、当社では取締役の個人別の報酬の算定方法を具体的に定めており、当該算定方法に基づき、総務・法務業務担当役員が役員報酬規程に沿って取締役の個人別の報酬額を算定したうえで、代表取締役社長が承認・決定するプロセスを経ているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

ウ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会決議は、2007年6月28日の第86回定時株主総会であり、その内容は、月額報酬を年額報酬に改め、取締役9名に対し取締役の報酬総額を年額240,000千円以内、監査役4名に対し監査役の報酬総額を年額48,000千円以内で支給することとしております。

エ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長鈴木達也氏が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、役員報酬規程の算定方法に基づき、総務・法務業務担当役員が取締役の個人別の報酬額を算定し、代表取締役社長が承認・決定するプロセスを経ているからであります。

オ. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、強い収益体質を構築するため、本業の利益を示す営業利益と最終的な利益を示す純利益を重視し、指標として採用しております。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、2019年度の営業利益△1,393,000千円と各人別の担当業績であります。また、当事業年度における業績連動型賞与に係る指標の実績は、2019年度の純利益204,000千円であります。

カ. 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	127,358 (10,840)	119,254 (10,840)	8,104 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	42,800 (8,400)	42,800 (8,400)	- (-)	5 (2)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

(ア) 取締役中山弘子氏は小田急電鉄株式会社および株式会社東急レクリエーションの取締役、特別区人事委員会委員長を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(イ) 監査役原秋彦氏は盟和産業株式会社の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(ウ) 監査役藤本聡氏はファーストコーポレーション株式会社の取締役、芙蓉オートリース株式会社および安田倉庫株式会社の監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 社外役員の主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 (非常勤)	中山弘子	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (非常勤)	山本光介	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、長年に亘る金融機関の役員としての経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	原秋彦	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	藤本聡	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、長年に亘る企業機関の役員としての経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Moore至誠監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 33,000千円
イ. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。
イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。
ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
エ. 内部通報制度として、「中村屋ヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。
オ. 内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証する。
カ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制を構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告する。
キ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な

要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 「危機管理基本規程」に基づき、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を図る。
- イ. 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。
- ウ. 当社は、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために生産工場にFSSC22000等の国際規格を導入し品質安全マネジメントシステムを運用する。
- エ. 不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続計画を策定し、その運用を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化する。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。
- イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。
- ウ. 常勤取締役で構成する経営会議の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役の職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。
- イ. 監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。
- ウ. 監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

(6) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 内部監査室が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。
- イ. 取締役、執行役員、内部監査人は会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生、または違法・不正行為を発見したときは監査役に報告する。

- ウ. 当社の内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- エ. 当社の内部通報制度の運用により、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。
なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等に出席するとともに、必要に応じ担当役員にその説明を求めることができる。
- イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。
- ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。
- エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役の職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織であるコンプライアンス・リスク管理担当者委員会を年9回、コンプライアンス・リスク管理委員会を年3回実施し、規程の策定・運用状況の確認等を行うとともに、「中村屋行動規範」や内部通報制度の理解度等の調査・確認を行いました。また、階層を指定し、年1回コンプライアンスに関するe-ラーニング研修を実施することで、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制を構築し、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、その運用状況の有効性を評価しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録および計算書類等については、法令に則り、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、総務・法務部にて保管・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスク管理担当者委員会において、リスク環境の変化に対応するため、「危機管理基本規程」に基づくリスクアンケートを実施し、重度のリスクの選定と対応すべきリスクの優先順位づけを行うとともに、事業継続計画について継続的な見直しを行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役2名を含む7名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は13回開催し、重要案件の決定や業績報告が行われております。常勤取締役で構成する経営会議は7回開催し、重要案件を審議しております。執行役員会は原則週1回開催し、業務執行課題等を審議・報告するとともに、情報の共有化を図っております。

(5) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役へは、決算報告およびコンプライアンス・リスク管理担当者委員会等の内容について、定期的に担当役員および担当者より報告を行うとともに、監査役は、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、必要に応じ、担当役員に説明を求めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、前記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中期経営計画に基づく取組み

厳しい環境においても、当社が収益を回復させ、持続的に成長していくには、「中期経営計画2021」で掲げた重点課題「事業モデルの変革」と「強い経営基盤の構築」に重点的・徹底的に取り組み、その実現を果たすことが不可欠になります。課題である食の安全・安心への取組みに加え、多様化するライフスタイルに応じた新製品・新用途の開発による需要の掘り起こしや、技術開発・制度の整備など効率化・省人化への対応、さらには持続可能な社会の実現に向けた取組みや地球温暖化による気候変動リスクへの対応などにも取り組んでおります。

具体的には、当社の基幹商品である中華まんビジネスにおいて、売上高の拡大に向けた商品開発と販路開拓を推進しております。併せて、包装形態や賞味期限の見直しなど食品ロス低減に向けた施策に着手し、様々なリスクに対応しております。一方で、中華まん製造で培われた技術力を活用した商品開発に取り組み、ニーズに応じた新たな「食」を提案することで、差別的優位性の創出を目指しております。菓子・食品分野においては、伸長販路への積極的な展開を図ることで、需要の拡大と売上高の確保に努めております。同時に、商品の絞込みや生産機能の再編による生産ラインの最適化・効率化を推進し、収益基盤の強化に取り組んでおります。また、東京事業所の移転を契機に、従業員の意識や仕事のやり方、仕組みの改革に取り組み、成果までのスピードを速めていきます。さらに、SNSを活用した情報発信や「中華まんミュージアム」「中村屋サロン美術館」を通じて、中村屋の魅力を発信していきます。

以上の取組みを全社をあげて実行し、早期に業績の安定化に努めることで、経営理念である「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」企業であり続けることを目指しております。

イ. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社は、コーポレートガバナンス体制として、監査役会設置会社制度を採用し、経営の監査機能を果たしております。また、2016年6月より社外取締役を2名体制とし、取締役会の助言・監督機能の強化を図っております。

取締役会では、経営戦略および重要な業務執行に関する決定を行うとともに、代表取締役社長ならびに常勤取締役の業務執行に関する監督を行っております。また、迅速かつ適正な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入し、権限委譲による業務執行機能のスピードアップと情報の共有化を図るため、執行役員会を設置しております。さらに、常勤取締役で構成する経営会議を開催し、経営の重要案件について審議しております。

当社は、このような業務執行機能の強化と経営監視機能の充実を図り、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めております。

(イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

非連結会社に移行したことに伴い、2019年4月に当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議しました。整備状況の具体的内容につきましては、職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しております。また、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス研修を継続的に実施しております。さらに、内部通報制度として「ヘルプライン制度」を運用し、内部統制システムの強化を図っております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告しております。また、内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証しております。さらに、監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しております。

以上、当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、前記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、2020年6月26日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、当社取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社「定款」が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同

の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。
また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,921,687	流動負債	9,156,038
現金及び預金	1,146,167	買掛金	1,121,033
受取手形	2,693	短期借入金	5,700,000
売掛金	3,686,772	繰上入金	108,849
製成品	1,287,653	未払費用	1,118,154
半製品	15,458	未払事業所税	428,746
仕原材	35,107	未払消費税	17,394
貯蔵品	1,017,952	預り金	108,145
前払費用	233,683	前受収益	41,294
前未払費用	152	賞与引当金	794
未収入金	164,910	固定負債	7,182,964
仮払引当金	63,521	リース負債	607,282
	260,037	繰延税金負債	2,601,680
	8,048	退職給付引当金	3,298,624
貸倒引当金	△465	資産除去債務	178,009
固定資産	34,434,489	保証金	486,818
有形固定資産	28,479,360	役員退職慰労未払金	10,551
建物	8,909,161	負債合計	16,339,002
構築物	621,922	純資産の部	
機械及び装置	3,286,803	株主資本	24,643,562
車両運搬具	186	資本金	7,469,402
工具器具及び備品	324,840	資本剰余金	8,170,223
土地	13,133,492	資本準備金	6,481,558
リース資産	2,188,713	その他資本剰余金	1,688,664
建設仮勘定	14,243	利益剰余金	9,069,841
無形固定資産	213,690	その他利益剰余金	9,069,841
ソフトウェア	36,836	固定資産圧縮積立金	3,415,329
電話加入権	23,209	別途積立金	5,204,932
公共施設利用権	153,645	繰越利益剰余金	449,580
投資その他の資産	5,741,439	自己株式	△65,904
投資有価証券	4,954,912	評価・換算差額等	1,373,612
関係会社株式	131,021	その他有価証券評価差額金	1,373,612
長期未収入金	1,991		
長期前払費用	1,104		
その他の金	654,043		
貸倒引当金	△1,631		
資産合計	42,356,176	純資産合計	26,017,174
		負債及び純資産合計	42,356,176

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,950,395
売 上 原 価		20,420,217
売 上 総 利 益		11,530,178
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,142,530
営 業 損 失 (△)		△1,612,352
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	131,056	
助 成 金 収 入	110,464	
雑 収 入	32,739	274,263
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35,039	
為 替 差 損	197	
雑 損 失	5,068	40,304
経 常 損 失 (△)		△1,378,392
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	925,246	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	167,166	1,092,412
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	37,429	
減 損 損 失	32,232	
リ ー ス 解 約 損	42,713	112,374
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△398,354
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,752	
法 人 税 等 調 整 額	△157,689	△124,937
当 期 純 損 失 (△)		△273,418

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	自己株式	その他利益剰余金			
2020年4月1日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	9,849,973	△63,839	25,425,758	795,924	26,221,682
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△506,714		△506,714		△506,714
当期純損失(△)					△273,418		△273,418		△273,418
固定資産圧縮積立金の取崩					-		-		-
自己株式の取得						△2,064	△2,064		△2,064
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								577,688	577,688
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△780,132	△2,064	△782,196	577,688	△204,509
2021年3月31日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	9,069,841	△65,904	24,643,562	1,373,612	26,017,174

(注) その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金			
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2020年4月1日残高	3,489,479	5,204,932	1,155,562	9,849,973
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△506,714	△506,714
当期純損失(△)			△273,418	△273,418
固定資産圧縮積立金の取崩	△74,150		74,150	-
当事業年度中の変動額合計	△74,150	-	△705,982	△780,132
2021年3月31日残高	3,415,329	5,204,932	449,580	9,069,841

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | |
|--|--|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| 時価のないもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 移動平均法による原価法を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。 |
| (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。 |
| 長期前払費用 | 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
(退職給付見込額の期間帰属方法)
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| (5) 消費税等の会計処理 | (数理計算上の差異の費用処理方法)
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
税抜方式によっております。 |

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、個別注記表「7. 税効果会計に関する注記」に記載の金額と同一であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、新型コロナウイルス感染症流行の影響の長期化を踏まえ、翌事業年度の一定期間にわたり継続するものと仮定した上で、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 20,711,600千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分	種 類	金 額
菓 子 事 業	機 械 及 び 装 置	32,232千円
	計	32,232千円
合 計		32,232千円

当社資産のグルーピングは、事業区分を基本とし、飲食店舗については各店舗を、遊休資産については個々の資産をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の資産グループについては、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 5,976,205株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 15,374株
- (3) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	506,714	85.00	2020年3月31日	2020年6月29日

イ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	298,042	50.00	2021年3月31日	2021年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
賞与引当金限度超過額	156,661千円
退職給付引当金限度超過額	1,622,439
一括償却資産限度超過額	12,427
未払事業税	7,207
その他有価証券評価差額金	2,551
減損損失	115,640
投資有価証券評価損	32,763
資産除去債務	54,506
その他	452,772
繰延税金資産小計	2,456,966
評価性引当額	△146,584
繰延税金資産合計	2,310,383
繰 延 税 金 負 債	
固定資産圧縮積立金	△1,507,316
その他有価証券評価差額金	△596,894
固定資産評価替差額金	△2,414,644
退職給付信託資産	△306,200
その他	△87,009
繰延税金負債合計	△4,912,062
繰延税金資産の純額	△2,601,680

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画や季節の変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクがあります。投資有価証券は、格付けの高い債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクがあります。

ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクがある金融資産の貸借対照表計上額により表わされております。

(イ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社における輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

投資有価証券については、定期的の時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社は、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

オ. 信用リスクの集中

当決算日現在における営業債権のうち、26.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,146,167	1,146,167	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,689,466		
貸倒引当金 (※)	△438		
	3,689,028	3,689,028	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,906,719	4,906,719	－
資産計	9,741,914	9,741,914	－
(1) 買掛金	1,121,033	1,121,033	－
(2) 短期借入金	5,700,000	5,700,000	－
(3) リース債務	716,131	674,456	△41,675
(4) 未払金	1,118,154	1,118,154	－
負債計	8,655,318	8,613,643	△41,675

(※) 受取手形及び売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は主として取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2)短期借入金、(4)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、長期のリース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式等 (※1)	179,214
保証金 (※2)	486,818

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	1,146,167	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,689,466	—	—	—
合計	4,835,633	—	—	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	2,700,000	—	—	—	—	—
長期借入金	3,000,000	—	—	—	—	—
リース債務	108,849	108,619	87,572	66,913	59,404	284,774
合計	5,808,849	108,619	87,572	66,913	59,404	284,774

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗施設及び工場用土地の原状回復義務

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

店舗施設については、使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。また、工場用土地については、使用見込期間を契約期間(20年)と見積もり、割引率は20年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	32,924千円
賃貸借契約締結に伴う増加額	143,936千円
時の経過による調整額	1,149千円
期末残高	178,009千円

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において商業ビル(土地を含む)を有しております。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2021年3月期における賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は123,686千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、当社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度期末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	10,044,637	△98,611	9,946,026	14,000,000

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

時価は、不動産鑑定士が算定した金額であります。

11. 持分法損益等に関する注記

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,364円69銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△45円87銭

13. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 中 村 屋
取 締 役 会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高 砂 晋 平 ㊞
業務執行社員代表社員 公認会計士 佐 藤 豊 毅 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びMoore至誠監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 三 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社中村屋	監査役会		
常勤監査役	二本松	壽	㊞
常勤監査役	小田川	聡	㊞
社外監査役	原	秋彦	㊞
社外監査役	藤本	聡	㊞

以上

新型コロナウイルス 感染防止に向けて

株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況が続いています。健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。
- ・特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会への来場について慎重なご判断をお願いいたします。
- ・議決権行使書のご郵送またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。
- ・ご来場の際は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・会場の状況や株主様の体調によっては、入場をお断りする場合もございます。
- ・株主総会のお土産、会場でのお茶菓子の提供は取りやめさせていただきます。ご理解賜りますようお願いいたします。

第100回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 3階コスモスホール
電話03 - 3265 - 8211



※当日御来場の際は、「プリンス通り側」の入口を御利用ください。

交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「有楽町駅」有楽町方面出口1より徒歩4分
→出口1は、エレベーターが設置されています。

東京メトロ 南北線「永田町駅」
紀尾井町方面出口9a出口9bより徒歩3分
→出口9aは、エスカレーターが設置されています。
出口9bは、地上まで長い階段があります。

東京メトロ 有楽町線、半蔵門線「永田町駅」出口5より徒歩4分
→出口5は、エスカレーターが設置されています。
「永田町駅」から会場への途中に坂があります。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。